

議員提出議案第2号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月30日

野坂道明

伊藤保

藤井一博

浜田妙子

興治英夫

中島規夫

内田博長

浜崎晋一

西川憲雄

川部洋

澤紀男

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(政務活動費の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 政務活動費は、各四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）に、当該四半期に属する月（当該四半期の<u>中途</u>に議員の任期満了の日があるときは、その日の属する月の翌月以降の月を除く。）の分を一括して交付する。ただし、四半期の<u>中途</u>から議員の任期が始まるときは、議員の任期が始まる日の属する月（以下「任期開始月」という。）の翌月（議員の任期が始まる日が月の初日であるときは、任期開始月）の10日に、その月以降の当該四半期に属する月の分を一括して交付する。</p> <p>3 月の<u>中途</u>に議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名</p>	<p>(政務活動費の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 政務活動費は、各四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）に、当該四半期に属する月（当該四半期の<u>途中</u>に議員の任期満了の日があるときは、その日の属する月の翌月以降の月を除く。）の分を一括して交付する。ただし、四半期の<u>途中</u>から議員の任期が始まるときは、議員の任期が始まる日の属する月（以下「任期開始月」という。）の翌月（議員の任期が始まる日が月の初日であるときは、任期開始月）の10日に、その月以降の当該四半期に属する月の分を一括して交付する。</p> <p>3 月の<u>途中</u>に議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名</p>

又は議会の解散により議員でなくなった場合におけるその月の分の政務活動費については、これらの事由が生じなかったものとみなす。この場合において、議員がその月の翌月以降の月の分の政務活動費の交付を受けているときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければならない。

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

2 年度の中途において、議員が任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員であった者（死亡による場合） にあつては、その相続人その他政務活動費を原資とする財産を

又は議会の解散により議員でなくなった場合におけるその月の分の政務活動費については、これらの事由が生じなかったものとみなす。この場合において、議員がその月の翌月以降の月の分の政務活動費の交付を受けているときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければならない。

(収支報告書の提出等)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日 （その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日） の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

所有し、又は管理する者。以下同じ。）は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書に、証拠書類の写しを添えて、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内（死亡による場合にあっては、議長が定める日まで）に、議長に提出しなければならない。

3 議員又は議員であった者は、その年度に交付を受けた政務活動費のうちに出に充てない残額が生じたときは、前2項の規定による収支報告書の提出後速やかに、当該残額を県に返還しなければならない。

(収支報告書の調査等)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、事務局長（地方自治法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 前項に定めるもののほか、議長は、年度の中途において、議員からの求めに応じ、当該議員の政務活動費の執行について必要な調査を、事務局長に行わせることができる。

(証拠書類の整備等)

2 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費のうちに出に充てない残額が生じたときは、前項の規定による収支報告書の提出後速やかに、当該残額を県に返還しなければならない。

(収支報告書の調査)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長に行わせるものとする。

(証拠書類の整備等)

第7条 議員又は議員であった者は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 略

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して3月を経過する日の翌日から始める。

(議長等が欠けている場合の特例)

第9条 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている場合の第5条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「議長」とあるのは、「事務局長」とする。

第7条 議員は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 略

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から始める。

(委任)
第10条 略

(委任)
第9条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第5条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写し</p>

書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

に記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第5条第1項又は第2項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 鳥取県政務活動費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)第5条第1項の規定に基づき提出される証拠書類の写しに記載されている情報であって、公にすることにより、議員の政治活動に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>